

studio opus-スタジオ オープス- Junior Ballet-ジュニアバレエ-会員規約

第一章 総則

第1条 (定義)

- 「当社」とは、株式会社opusをいいます。
- 「当会」とは、当社が運営する「studio opus-スタジオ オープス-」をいいます。

第2条 (運営管理会社)

当会の運営管理は、当社が行います。

第3条 (目的)

当会のJunior Balletは、バレエやダンスを通じて、会員の健康の維持と増進を図るとともに、バレエの技術のさらなる向上や心身の成長、バレエやダンスの振興に広く貢献することを目的とします。

第二章 会員

第4条 (会員)

当会が入会を承認した方を会員といたします。会員の保護者も当規約を遵守し、未成年会員の連帯保証人として未成年会員の責任（未成年会員が当社に対して負う義務など）を負うものとします。

第5条 (入会資格)

当会の会員は、次の各号のすべてに適合する方に限ります。

- (1) 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
- (2) 当会の趣旨に賛同し会員規約、その他の規則を守れる方
- (3) 過去に当会より退会等されていない方（自己都合退会を除きます。）
- (4) 2歳から18歳までの方（大学生は除く）で、入会に際し保護者の方の同意を得た方
- (5) トイレトレーニングがお済みの方

第6条 (入会手続き)

当会の会員となることを希望される方は、保護者の方が入会申込手続きをおこない、当会が別途定める入会金や諸費用を納入していただきます。当会の利用期間は、当社により会員の承認がなされた時から会員の退会時までとします。

第7条 (入会金)

入会金は当会が別途定める金額とし、入会時に領収します。領収した入会金は理由の如何に関わらず返還いたしません。

第8条 (月謝・受講料・諸費用等)

- 1 会員は当会を利用する場合、当会が別途定める月謝・受講料・諸費用等を当会が指定する期日までに、当会が定める方法により支払うものとします。
- 2 支払済みの費用については、一切返金いたしません。
- 3 月謝は、指定の月謝袋にて前月の20日までに翌月分をお納めください。
月の途中での入会の場合、月謝は回数割りといたします。Theater classは、週割りといたします。
- 4 月謝・受講料・諸費用の支払いがない場合、支払いが完了するまでレッスン受講等が出来ません。
- 5 会員は、半年に一度光熱費として施設維持費を支払うものとします。施設維持費は下記の通り定めます。
夏季光熱費 2000円 ・ 冬季光熱費 3000円
- 6 当会は会員の承諾なく月謝・受講料・諸費用等を改定できるものとします。

第9条 (レッスン)

- 1 受講の際は髪をシニヨンにまとめ、身だしなみを整える。
- 2 欠席や遅刻の際はレッスン前に予め連絡をお願いします。
- 3 振替は翌々月まで有効とし、回数制限はございません。振替は在籍期間中に限ります。
- 4 都合により代講の講師となる場合があります。
- 5 レッスン回数や曜日の変更期限は、前月20日までとなります。
- 6 レッスン回数は年間で管理いたします。基本的に第5週目はお休みですが、発表会のリハーサルやコンクールやイレ

ギュラーな場合には予め告知いたします。

第10条 (施設利用)

会員は当会の各施設を利用する際、別途定める項目を遵守する必要があります。

第11条 (籍・権利)

- 1 会員が他のバレエスタジオ等へ重ねて在籍することは、基本的に禁止とします。
- 2 会員は活動風景として自己の肖像等を撮影されることがあることを了承することとします。また、当会は撮影した画像及び映像をホームページやプロモーションに利用することが出来ます。
- 3 退会後も、在籍中に撮影した画像及び映像を当会は使用できるものとします。

第12条 (舞台・イベント等)

- 1 発表会やおさらい会等のイベント、勉強会その他当会が催すものには基本的に全員参加とします。諸事情により参加できない場合は都度相談とします。
- 2 発表会等のイベントにかかる費用、支払期日、及び支払方法は事前に告知します。分割の支払いも可能とします。

第13条 (休会・自己都合退会)

- 1 会員は諸事情により長期間お休みをする場合、休会することができます。
休会中は受講料の支払いは必要ありませんが、在籍料として1ヶ月につき1000円を前月20日までにお納めいただきます。休会中は振替を含みレッスンを受講出来ません。
- 2 会員は、自己都合により退会するときは、前月20日までに書面またはメールにより手続きを申請していただく必要があります。当会は、退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。

第14条 (会員資格の喪失・退会)

- 1 会員もしくは保護者の方が次の号のいずれかに該当する場合、当会は会員を退会させることができます。

- (1) 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をした時
- (2) 本規約・規則・その他当会の定めた事項に反する行為があった時
- (3) 当会の名誉、信用を傷つけたり、他の会員との協調性を欠き運営の秩序を乱した時
- (4) 当会の設備などを故意に損壊した時
- (5) その他、会員としての品位を損なうと認められた行為があった時
- (6) 当会内での営業・宣伝・勧誘活動や販売行為が認められた時
- (7) 施設利用に際して不当且つ不合理な要求を繰り返す等により当会の講師・従業員・他の会員を著しく困惑せしめた時
- (8) 第16条の禁止行為に違反した時
- (9) その他前各号に準ずる行為又はそのような行為をする恐れがある場合
- (10) その他当社が不適当と判断する行為

- 2 前項の行為に該当するか否かの判断は、当社の裁量により行うものとし、当社は判断基準について説明する義務を負いません。

- 3 当社は、会員の行為が、第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、以下の各号のいずれか又は全ての措置を講じることができます。

- (1) 本サービスの利用制限
- (2) その他当社が必要と判断する行為

- 4 第1項及び第3項の措置により会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

- 5 上記の理由により退会させられた時、会員及び保護者は退会を理由とする損害賠償の請求を行うことができません。

第15条 (体験レッスン)

- 1 当会は入会前の体験レッスンとして会員以外の方（以下「体験会員」という）に当会を利用させることができます。
- 2 体験会員は、会員と同様に、本会員規約を遵守するものとします。体験会員が体験レッスンを利用するに際して必要な限りにおいて当規約の該当条項が適用されます。

第三章 運営・管理

第16条 (禁止行為)

- (1) 他人を誹謗・中傷（SNS等インターネット等の書き込み含む）すること

